

2021年(令和3年)11月12日

「自治体の強制徴収公債権の管理・回収に関する事例検討会」

開催のご案内

大阪府下各自治体

租税賦課・徴収担当部門 御中

各種保険(国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険)料賦課・徴収担当部門 御中

保育所保育料賦課・徴収担当部門 御中

生活保護費返還金賦課・徴収担当部門 御中

大阪弁護士会

会長 田中 宏

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます

当会の活動につきましては、平素よりご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当会行政問題委員会及び弁護士業務改革委員会の合同部会である自治体債権管理研究会(以下「当研究会」といいます。)では、当会行政連携センター運営委員会を通じ自治体から公債権・私債権の債権管理に関する様々な業務を受託するなどし、自治体債権に関する知見を蓄積して参りました。また、令和2年には、私債権の管理回収に関する実務書「Q&A 自治体の私債権管理・改修マニュアル」(ぎょうせい)を民法改正に対応して改訂、出版いたしました。

この度、当研究会のこれまでの研究成果を府下自治体の皆様と共有するため、租税を初めとする強制徴収公債権についての事例検討会を企画いたしました。事例検討会では、当研究会において、実務で出会う強制徴収公債権の賦課から徴収までに生じる問題(送達、時効、相続人不存在等)について、具体的事例をあげて検討し、その結果をご報告いたします。その後、債権の種類別のグループに分かれ、事前に参加者から頂いた質問、日頃の業務での悩み、各自治体の運用方法等について、自治体の強制徴収公債権賦課・徴収担当部門の方々相互間及び当研究会メンバーとの情報交換を行う場を設けることを予定しております。

つきましては、開催概要を別記の通りご案内申し上げますので、公務ご多忙とは存じますが、ぜひご参加頂きますよう、ご検討のほどお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの流行状況に鑑み、本企画は、Zoomによる完全オンライン(会場開催なし)での開催とさせていただきますことをご了承下さい。

敬具

開催概要

自治体の強制徴収公債権の管理・回収に関する事例検討会

日時：令和4年2月18日(金) 14時開会

(13時20分接続開始、17時閉会予定)

会場：Zoomによる完全オンライン開催（会場開催はありません）

対象：大阪府下自治体の対象債権の賦課・徴収担当部門管理者、実務ご担当者

対象債権：租税、各種保険（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険）料、
保育所保育料、生活保護費返還金

概要：第一部 当会会員による強制徴収公債権の管理・回収に関する具体的な事例検討結果の報告

- 1 永住許可を持たない外国籍住民に発出した市民税納税通知書返戻時の住所調査方法及び送達方法
 - 2 児童扶養手当の不正利得徴収金の時効起算点について
 - 3 相続人不存在の場合の税の賦課徴収方法について
 - ① 相続財産管理人選任前後の滞納処分、管理人による競売への交付要求
 - ② 特別代理人が選任されている場合の固定資産税の課税
 - 4 保育所保育料について
 - ① 日常家事債務の適否
 - ② 保育所保育料の賦課決定処分の在り方
 - 5 生活保護費の徴収について
 - ① 生活保護法77条の2の徴収と相続について
 - ② 生活保護法78条1項に基づく費用徴収決定の名宛人について
- ※ 内容に変更が生じる場合がございます。

第二部 参加者相互間及び当研究会メンバーとのグループ別情報交換

(Zoomのグループ別トークルームを利用して債権の種類別のグループに分かれ、テーマを決めて情報交換を行います。)

※ 応募フォームにおいて話題となるテーマを募集しますので、ぜひご提案下さい。

参加費：無料

《申込方法》

手順1 後述の「注意事項」を必ずご確認ください。

手順2 下記 URL にアクセスし、「Q o o k e r」の参加申込フォームの必要事項及び事前アンケートに対するご回答をご入力の上、送信して下さい。

※ 記載漏れがあると受付できない場合がありますので、お手数ですが、連絡先等は全てご記入頂きますようお願いいたします。

※ 事前アンケートは、本事例検討会当日のグループ別意見交換の資料とさせていただきますので、可能な限りご回答下さい。

手順3 参加受付完了後、事例検討会当日までに、当会より、資料及び Zoom の URL を、申込時にご記入いただいたメールアドレス宛に送信いたします。

参加申込フォーム：<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/jireiken/jireiken/>

申込期限：令和3年12月20日(月)



左記の QR コードからもお申し込みいただけます。

《注意事項》

- ① Zoom の利用に必要な端末やアカウント、インターネット環境につきましては、各自治体においてご準備下さい。
- ② 事前に Zoom 公式サイトより Zoom デスクトップアプリを端末にダウンロードし、メールアドレスの登録を行った上で参加申込をして下さい。Web ブラウザでの利用は控えて下さい。
- ③ 参加申込フォームには、必ず Zoom アカウントに登録されたメールアドレスを入力するようにして下さい。
- ④ 同一の自治体で複数の端末 (Zoom アカウント) を利用して本検討会に参加される場合、1 個の端末 (Zoom アカウント) につき 1 件の参加申込を行って下さい。また、当日は、ハウリング (雑音) の発生を防ぐため、端末ごとに部屋を分けるなどの対処をして下さい。
- ⑤ 事前アンケートの回答内容については、本事例検討会の運営、開催のために必要な限り当会会員で共有し、目的外の使用はいたしません。

お問い合わせ：大阪弁護士会 企画部企画二課 大森

(TEL : 06-6364-1371 FAX : 06-6364-0678)